苓北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭におけるエネルギーの安定的な供給並びにエネルギーの利用の 効率化及び最適化を図り、もって地球温暖化の防止に資するため、自ら居住する住宅 に太陽光発電システム等を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付す ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付対象となる住宅用太陽光発電システム等(以下「対象システム」 という。)は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、自ら居住する 町内の専用住宅又は併用住宅(これらのうち賃貸用のものを除く)に対象システムを設置する者又は設置済みの建売住宅を購入する者であること。
 - (2) 対象システムを設置する住宅に居住し住民登録をしている者であること。
 - (3) 町税等を滞納していないこと。
 - (4) 対象システムのうち、太陽光システムを設置する場合は、第8条の規定による 実績報告時までに電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約をしていること。
 - (5) 同一年度内に、この要綱に基づく同じ種類の助成を受けていないこと。
 - (6) 第5条に規定する交付決定の前に、対象システムの工事に着工していないもの。 建売の場合は、対象システムが設置された建物の引き渡しがされていないもの。
 - (7) 第5条の規定により交付申請をした日の属する年度末までに、対象システムの 設置を完了すること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、苓北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書 (様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 対象システムを設置する住宅の所在を示す地図
 - (2) 対象システムの設置前の現況写真及び配置図 (建売住宅の場合は、既に設置した現況写真及び配置図)
 - (3) 対象システム設置に係る経費内訳が明記されている見積書等の写し(建売住宅の場合は、売買契約書の写しと設置経費内訳が明記されている書類)

- (4) 対象システムの仕様が分かるパンフレット等
- (5) 設置者の住民票の写し(申請前3ヶ月以内のものとする。)
- (6) 各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があった場合において、審査の上補助の可否を決定 し、苓北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付決定(却下)通知書(様式第 2号)により、申請者に対してその旨を通知する。

(内容の変更及び取消し)

- 第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、内容を変更又は取消しをしようとするときは、速やかに苓北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金変更申請書(様式第3号)又は苓北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金取消申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の内容変更申請書の提出があった場合において審査の上適当と認めるときは、苓北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金変更決定(却下)通知書(様式第5号)により、取消申請書の提出があったときは苓北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金取消通知書(様式第6号)により、それぞれ申請者に対してその旨を通知する。

(実績報告)

- 第8条 対象システムの設置を完了したときは、完了日から起算して30日以内に、苓北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 対象システムの設置に係る請負契約書の写し
 - (2) 対象システムの設置経費に係る領収書の写し及びその内訳が分かるもの
 - (3) 対象システムの設置完了後の写真
 - (4) 対象システムのうち、太陽光発電システムについては、電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約書の写し
 - (5) 対象システムの保証書の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、審査の上補助金の額を確定し 苓北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金確定通知書(様式第8号)を交付する。

(補助金の請求等)

第10条 補助金を請求しようとするときは、苓北町住宅用太陽光発電システム等設置費 補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、請求者の指定する口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(協力)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、設置後の対象システムのデータの提供及びその他の協力を求めることができる。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

対象システム	設置の要件	
太陽光発電システム	(1) 太陽電池出力が2kw以上であること。	
	(2)対象住宅に設置する太陽電池モジュールで発電した電	
	気が、住宅(店舗等との併用住宅を含む。)において	
	消費され、連携する低電圧配線に余剰の電気を逆潮流	
	させるもの。	
	(3)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関	
	する特別措置法 (平成23年法律第108号) 第9条	
	の規定による10kw未満(増設の場合は既設分含	
	む) の太陽光発電設備の認定を受けたもの。	
	(4) 導入しようとする機器等が、未使用品であること。	
	(5) 申請者個人が購入し、所有するもの。	
蓄電システム	(1) 蓄電容量が 2 k w h 以上であること。	
	(2) 国が実施する補助事業における補助対象機器として、	
	一般社団法人環境共創イニシアチブが認めたもの又	
	は町長がそれと同等と認めたもの。	
	(3)住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発	
	電システムと接続し、同システムが発電した電気を充	
	放電するもの。(スタンドアロンタイプは対象外)	
	(4) 導入しようとする機器等が、未使用品であること。	
	(5) 申請者個人が購入し、所有するもの。	

別表第2 (第4条関係)

対象システム	補助金の額
太陽光発電システム	1件あたり10万円とする。
	ただし、町外に本店、支店、営業所等を
	置く事業者が対象システムの施工を行う
	場合は5万円とする。
蓄電システム	1件あたり10万円とする。
	ただし、町外に本店、支店、営業所等を
	置く事業者が対象システムの施工を行う
	場合は5万円とする。